

東日本大震災に伴う前金払の特例措置について

令和4年6月10日付けで、地方自治法施行令の一部を改正する政令及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令が施行されました。

これにより、平成23年8月15日から実施していた「東日本大震災に伴う前金払の特例措置」については、下記のとおり、その割合が変更となります。

| 区 分 | 6月9日までの 契約分 | 6月10日以降の 契約分 |
|------------------------------------|-------------------|-----------------------------|
| 建設工事 (請負代金額が100万円以上) | 請負代金額の 10分の5以内 | 請負代金額の 10分の4.5以内 |
| 測量・建設コンサルタント等業務 (請負代金額が100万円以上) | 請負代金額の 10分の4以内 | 請負代金額の 10分の3.5以内 |

お問い合わせ先 総務課管財係 電話 0225-95-6713